5　家きんの再導入

適用農場における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

⑴　再導入しようとする家きん舎に、農場監視プログラムの適用開始時に飼養されていた家きんがいないこと。

⑵　適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする４の⑵の検査により全て陰性を確認していること。

⑶　再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6　疫学調査

⑴　調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、１の⑴の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

⑵　検査

都道府県は、⑴の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、１家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

第16　発生の原因究明

１　農林水産省及び都道府県は、本病の発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両等）の移動、飲用水・飼料の利用、物品の移動、野鳥の飛来状況、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。

２　食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析・取りまとめを行う。

第17　その他

１　種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。

２　農林水産省は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

３　農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年10月１日

農林水産大臣　鹿野　道彦

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

１　口蹄疫（こうていえき）は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

２　口蹄疫は、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、

①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

③　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、

④　国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがある。

３　現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。

４　このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

５　なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

１　口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらには「初動対応」である。

２　家畜の所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫が疑われる症状を呈している家畜が発見された場合に、直ちに都道府県に通報することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

⑵　都道府県は、家畜の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

⑶　市町村・関係団体は、都道府県の行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

３　発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第58条から第60条の２までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速・的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、迅速・的確な初動対応を行う。

⑴　国は、防疫方針の決定・改定を責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。

⑵　都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行する。

⑶　市町村・関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

４　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行い、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

１　農林水産省の取組

⑴　常に海外における最新の発生状況を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

⑵　農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。

⑶　国境における家畜・畜産物の輸入検疫及び入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、口蹄疫の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する。

⑷　各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、必要な改善指導を行う。